

第7回 県立高等学校通学区域検討委員会 会議録

日 時：平成18年3月27日(月)13:30～16:30

場 所：島根県職員会館 2階 多目的ホール

会長挨拶

会 長

この1週間ぐらい地元紙を見てみると、定時制あるいは通信制の高校が浜田に、そしてまたこの松江地区にという動きがあったようで、非常にうれしく思っている。それからまた先週は県立高校の再編会議も動き出したという記事があった。このような県の動きとある程度は連動しながらも、しかしこの委員会はまた独自の判断で通学区を考えていけばいいと思っている。

若いころ授業研究等で行った小学校がこの3月31日になくなるという新聞記事が出ていた。この委員会の中でも中山間地域の子供たちのための教育のあり方、あるいは高校の再編等も含めながら話し合っていきたい。また、松江東高がスーパーサイエンススクールの指定を受けたということをお聞きしたが、これも理数科のあり方と非常にかかわることだろうと思う。

つい先週、文科省の大臣官房審議官、高等教育担当の泉審議官が来られて1時間半ぐらい話したが、松江出身の方であるということもあって、高校の通学区についてはつぶさに知っておられた。

今回は、普通科については現状を継続するが、緩和という方向性の中で自由枠等を含めてまた検討することになった。理数科については意見の一致を見なかったため、今日またその点を踏まえて検討していただく。旧平田市は、出雲高校の地域になるということについては決定いただいた。

7回目となるこの委員会では、これまでのまとめとして骨子案を用意しているため、これについて検討しながら、今年度のところでまとめをしていただければと思う。

出席者の紹介

事務局

本日は、大橋委員様、山河委員様、吉迫委員様、和田委員様、4名が所用のため御欠席である。廣原委員は少しおくれて御到着というふうに伺っている。廣原委員が御到着になると12名の委員の皆様によって御協議いただくということになる。

議事

【本日の予定】

事務局

本日の協議内容は、「全体まとめ」と「答申(案)の骨子について」の2点である。資料としては、「今後の県立高校通学区域のあり方について 検討委員会答申(案)の骨子(案：検討委員会協議用)」を用意している。この骨子案を補足する資料として、現行の通学区域を示した資料及び県民意識調査の概要をつけた。

会 長

本日は委員会答申の骨子について御協議いただきたいと思うが、まず本会に先立って、事務局と相談した上で、お手元にあるような原案を作成してきた。これに基づいて御協議願いたい。

【「答申(案)の骨子」についての説明】

事務局

最終的な答申の発表は6月を予定しているが、それはこの骨子にさらに肉づけしたものと御理解いただきたい。概要、要点なので、まとめるに際してはできるだけ簡潔な表現を心がけた。

全体の構成については、「1．検討の背景」「2．検討を進めていく上での基本的な考え方」「3．検討事項と具体的な方向性」、以上の3項目に分けて構成した。「1．検討の背景について」は、諮問の内容及び、現状等についてのさまざまな背景を圧縮した形で示した。「2．検討を進めていく上での基本的な考え方」というのは、検討委員会の議論の中で徐々に打ち出されてきて、委員会全体の基本的な方向性として明確になってきた事柄、そういった事柄について項目をあげて示した。「3．検討事項と具体的な方向性」については、(1)の東西2学区、(2)のいわゆる地域設定、(3)の松江市内普通科3校、(4)の松江市内理数科2校という形でまとめている。一部については両論併記的な形で示している。一応骨子ではあるが、それぞれの方向性について結論だけを紋切り型に置くのではなく、ある程度主な根拠、主な理由も簡潔に触れた。最後の(5)で、全体にかかわる提言及び補足事項をあげている。

それでは、一度通読させていただく。(以下、本文通読)

《略》

会 長

最後の「(5)その他留意すべき事項」の後段は、当然こうしたことを考えていただきたいということで、私の判断で入れさせていただいた。

【「1．検討の背景」と「2．基本的な考え方」について】

会 長

各項目ごとに一つ一つ審議したい。骨子案の体裁からいって1ページの「1．検討の背景」と「2．基本的な考え方」を一緒に審議し、「3．検討事項と具体的な方向性」については一つ一つ項目を検討したい。

まず1ページの1の「検討の背景」と、2の「検討を進めていく上での基本的な考え方」について御意見を賜りたい。

委 員

「2．基本的な考え方」の3点目、「ただし」のところだが、「一定の配慮を行う」と

いう表現では迫力がないような気がする。個人的な意見としては、少子化の中で中山間地域の高校にはやっぱり配慮が必要だと思う。もちろんそれは、通学区域だけでは解決しない問題で、最後の留意事項にも関連すると思うが、やはり島根県においてはもう少し強い配慮をした方がいいと思う。「一定の配慮」というとちょっと弱いような気がする。

事務局

中山間地域の高校に対してどういう配慮をしたかということ、地域外入学枠を維持するかどうかということ、中山間地域の高校に配慮してこの制度自体は継続するという意見でまとまった。「3. 検討事項と具体的な方向性」の(2)の「中山間地域の高校へ与える影響を考慮し」というのは、中山間地域から沿線部に生徒が出ていくことに対する配慮ということである。ただ、一方では選択幅を拡大するという流れもあったので、その結果、枠の数値を一定程度拡大することになったと思う。つまり、選択幅は拡大するけれども、中山間地域から沿線部に生徒が過度に流れないように両方のバランスをとるという意味で「一定」という言葉が使っている。「配慮」という言葉自体が、「一定の」というニュアンスも含むわけだが、中山間地域への配慮が第一だということになると、この制限をさらに厳しくすることにもなりかねないのでこのような表現にした。

委員

私の地域にかかわる問題でもあるので一定の配慮は当然していただきたい。やはり人口減、子供の数の減少、過疎化というのはどうしようもない部分もあるが、地域も学校と一体となって努力しているので、やはり頑張っている地域や高校に対しては配慮をしていくというような意味合いのことを入れていただきたい。そういう学校に対する、御理解、御支援という点もどうかよろしくお願ひしたい。

会長

「一定の」というところで少し意見が出たが、事務局からの説明もあったし、また委員からも中山間地でがんばっている学校も含んだ表現ということで支持する意見が出たので、この表現はこれでよろしいか。委員了解

ほかに1ページで意見はないか。1は諮問の背景、2はこれまでの協議を通して皆さんから出た意見がまとめてある。また、これは骨子なので、答申案についてはまた詳細に書くことになると思う。

【2「具体的な方向性」について】

会長

なければ、次の「3. 検討事項と具体的な方向性」のところの確認をお願いしたい。

(1)の東西2学区制及び学区外入学枠5%については、「現在学区外からの志望者が極めて少なく、学区を設ける積極的意義に乏しい。むしろ専門高校や中山間地域の高校にとっては学区自由化は学校活性化への好機でもある。」したがって、「東西2学区制は撤廃することが適当である。」という内容である。これについては、早い時期にこの委員会で決めたことだがどうか。

(2)の特定普通科の地域設定及び地域外入学率8%だが、8校の普通科、安来、松江北、松江南、松江東、出雲、大田、浜田、益田については「中山間地域の高校へ与える影響を考慮し、制度自体は継続することが適当である。ただし、その際、現在『定員のおおむね8%以内』としている地域外からの入学率は緩和(拡大)すべきである。また近年における8校それぞれへの志望状況を踏まえ、地域設定の対象校を見直す必要がある。特に安来高校については中山間地域の高校への影響がほとんどないという要素も踏まえ、『地域』設定校としての適否を見直すのが望ましい。」となっている。

まずこの についてはどうか。制度自体は継続するが、地域外からの入学率は緩和(拡大)し、地域設定の対象校を見直す。とりわけ安来高校について設定校としての適否を見直すのが望ましいという内容になっているが。

委員

この原案でいいと思う。定員のおおむね8%というのは10でもいいのではないかと思う。というのは、かつての10クラス時代、大体生徒数2,000人の大規模校で8%は32人だった。現在は多い学校で7クラス、22人ではないかと思う。その間で、約10人の幅が出てきた。だから10%という数字はあまり中山間地を圧迫をしないように思う。また事務的に21.6とかいうのは大変問題がある。すっきりした10%なら、7クラスだと28というふうになって処理しやすい。ただ、%については県教委が最終的に発表するものだから、この表現でいいのではないかということで賛成する。

委員

「定員のおおむね8%以内」という、「おおむね」というのは意味があるのか。見直しをする際も、「おおむね」という言葉をつけるのか。

事務局

計算によって21.6とかいう数字が出てきた場合、現在はそれを切り上げるという形で対応している。21.6だったら22名というふうになっている。受験においては、この1人2人が非常に大きな問題になるので、こういうところに「おおむね」といった曖昧な表現を使うのはいかなものかという議論もある。それが仮に10%とか20%とかいう数字になれば、受ける方も選考する方も明確な形で認識できるのではないか。

委員

そういう意味でも、10%というのは大変わかりやすい数字かなと思った。

会長

パーセンテージをはっきり提示しているわけではないので、最終的な判断は県教委の方でしていただくことになる。だからこのような表現でいいのではないか。

3番目の項目だが、地域設定の対象校を見直すという方向、特に安来高校は中山間地域の高校に与える影響がほとんどないということもあるし、安来高校の方からもそういう希望が出ていたというような説明もあったが、これでよろしいか。

では次に について、前回審議していただいたものだが、「合併の結果、旧平田市の生

徒は出雲市内で唯一、出雲高校への入学が制限される『地域外』の生徒となった。その一方で、市外である斐川町の生徒には制限がなく、こうした不整合は解消すべきである。また「県民意識調査」(平成17年11月)においても“旧平田市への制限撤廃”を求める意見が突出して多い。以上を踏まえ、新たに旧平田市を出雲高校の『地域』に加えるのが適当である。」この点についてはどうか。よろしいか。 委員了解

そうすると、前回は少し出てきたと思うが、この平田を出雲に入れることで出てくる影響はないのかということ。平田の枠が今度は雲南の方に回るので、従来平田枠として使われていたものが雲南市の中学生に適用されて広がっていくということがある。そうすると、現在の三刀屋高校とか大東高校とか飯南高校に影響が危惧されるので、その点、事務局の方でも留意していただきたい。

委 員

同じ出雲高校の地域内の旧多伎町の問題が全然話題に上らなかったが、従来から、出雲、大田どちらに行ってもいいという区域になっている。それをそのまま継続するなら、きちんと確認をしておいた方がいいのではないか。

会 長

多伎の扱いについて意見が出た。今まではほとんど議論にならなかったが。

事務局

今までの地域設定の流れを尊重するということもあるし、地理的に言うと出雲より大田の方が近いということもあるので、事務局としては、このまま継続した方が適当ではないかと考えている。きちんとさせた方がいいということなら、「なお書き」という形で補足する。

会 長

多伎については、「なお書き」で加えるということにさせていただければと思う。

【3(3)「松江市内普通科3校の小学区制」について】

会 長

それでは、(3)松江市内普通科3校の小学区制についてであるが、「小学区制による3校等質、切磋琢磨がもたらしたこれまでの教育成果や実績を踏まえ、原則として小学区制は継続すべきである。しかしながら、小学区制のため普通科の選択肢が1校に限定されることや地域によっては居住地から最も近い普通科で学ぶ機会を得られないといった問題もある。こうした実情を踏まえ、松江・八束地域のすべての生徒たちに対して、複数の選択肢の中から自分が学びたい高校の普通科を選び、挑戦するチャンスを提供する必要がある。すなわち現行の小学区は残しつつも、一定の緩和措置を講じ、学区外の生徒にも門戸を開くべきである。具体的には、定員の一部に学区外からの生徒を受け入れる“自由枠”を設けるなどして、学区外入学を可能にする方法を検討する必要がある。なお、今後の生徒数減少を見込み、松江3校のあり方について根本的に検討する必要がある。その検討結

果を踏まえ、学区についても再検討されるべきである。」このような骨子としてまとめた
が、どうか。

委 員

2点ほど意見を述べさせていただきたい。

「小学区制のため普通科の選択肢が1校に限定される」という表現があるが、現行の小
学区制を維持するのであれば、これは当然なこと。だから、これを改めてここに書く必要
があるのか。

それともう一つ、4点目の項目で「根本的に検討する必要がある」とうたってあるわけ
だが、根本的に検討するなら、その前の一時期にしても、複雑な学区をさらに複雑にする
ようなことをやる必要があるのかという気がする。4点目がなければいいと思うが。

会 長

2項目の「小学区制のため普通科の選択肢が1校に限定される」というのは、小学区制
であれば当然ではないかという意見だが、これはどうか。文章の読み方の問題かかもしれな
いし、この委員会の精神みたいなものをどう表現するかということでもあるだろう。前半
の「1校に限定」、「選択肢」というようなことが後半の「複数の選択肢」ということと
響き合っていると思う。

委 員

恐らくこの4番目の項目は、もっともっと先のことを言っているのではないかと思う。
というのは、この委員会で古志原とか竹矢の問題が出たときも、今どんどん小学校、中学
校の児童生徒数が減っているから、これから先もどう推移していくのか分からないという
意見があった。そういう問題と、今回手直したことがいい結果に結びつかなかったとき
に、さらに再修正があるという意味合いにもとれる。いずれにしても、その段階でもう一
度考えるということを書いておいてもいいような気がする。

会 長

では、最初の項目の、「原則として小学区制は継続すべきである」ということはこれで
よろしいか。 委員了解

2つ目の項目の、「しかしながら、小学区制のため、普通科の選択肢が1校に限定され
ることや、地域によっては居住地から最も近い普通科で学ぶ機会を得られないといった問
題もある。こうした実情を踏まえ、松江、八束地域のすべての生徒に対して複数の選択肢
の中から自分が学びたい高校の普通科を選び、挑戦するチャンスを提供する必要がある。
」このような精神、方向性をうたっているわけだが、これはどうか。文章的に当然の
ことだという指摘もあったが。

事務局

居住地から最も近い普通科で学ぶ機会を得られない地域は、津田地区のみならず、例え
ば殿町あたりでもあるし、市内に何カ所もある。委員会の議論の中で、やはり学校は自由
に選ばせるべきではないかという意見もたくさん出てきたので、それも踏まえてこの「1

校に限定される」という言葉を入れた。くどいということであれば、表現については検討するというところにさせていただきたい。

それと4点目の項目についてであるが、「松江三校のあり方について根本的に検討する」というのは、特に生徒数減少という観点から、例えば2校に戻すべきではないかとか、岡山市のように学校の特色化を進めていって学区をなくすという方向もあるのではないかとかいう意見もあった。いずれにせよ、変えていくということになると幾分先ということになるので、「将来的な」などという文言を中に入れるということでしょうか。

会 長

最終的にはこちらで事務局と相談して判断させていただければと思う。ほかの方から違和感がなければ、今日のところはこういう形でいかせていただければと思うが、どうか。

委員了解

そうすると、3つ目と4つ目の項目であるが、「すなわち現行の小学区は残しつつも一定の緩和措置を講じ、学区外の生徒にも門戸を開くべきである。具体的には、定員の一部に学区外からの生徒を受け入れる“自由枠”を設けるなどして、学区外入学を可能にする方法を検討する必要がある。なお、今後の生徒数減少を見込み、松江三校のあり方について根本的に検討する必要がある。その結果を踏まえ、学区についても再検討されるべきである。」この「根本的に検討する」という言葉が非常に近い将来と感じられるのであれば、「将来、根本的に検討する必要があるであろう」というような言い方がよいのかもしれない。

委 員

学校再編の方でも、島根県の学校はどうあるべきかということを検討していくと思う。したがって、ここに「将来的な」という言葉を入れていただければ、このままでもいいと思う。

委 員

地元の者としても、そのような表現にしておいていただいた方が、小・中学校のことを考える上でもいいと考える。

事務局

そうすると、「松江三校」の前に「将来的な」という言葉を入れて、「将来的な松江三校のあり方については根本的に」という方向で修正を検討させていただけないか。

会 長

県教委の方で今後10年間の高校のあり方についての議論も始まったようなので、そこで根本的な議論がなされていくことを期待するというのでいいのではないか。

そうすると、「将来的な」という文言をつけ加えた上で、この3項目と4項目のところはよろしいか。 委員了解

【 3 (4) 「 松江市内理数科 2 校の小学区制 」 について 】

会 長

では次に、松江市内理数科 2 校の小学区制について。前回この点については意見の一致を見なかったので、今日は何とか方向性を出したいと思っている。

「合併の結果、旧松江市の生徒に制限がある一方で、新松江市となった旧八束郡 7 町村、及び市外である東出雲町の生徒には制限がないという不整合が生じた。この点は解消する必要がある。検討委員会としての基本的な考え方である“選択幅の拡大”、及び理数科の特色づくり推進の観点からすれば、小学区制は撤廃し、旧松江市の生徒にも選択の自由を提供するのが適当である。一方で、松江市内の普通科で認めた“小学区制及び等質の意義”に重きを置けば、新たに松江・八束全域を大橋川で二分する小学区を設けるべきとの考え方もあるが、この方法については、旧八束郡の生徒に新たな規制をかけることの是非を考える必要がある。」となっている。前回の議論を受けて、この 2 つの考えを明記したわけだがどうか。

こうした 2 論併記のままていくのか、何か折衷案出すのか、それともこれをまた 1 つに絞っていくのかということだが。

委 員

3 つ目の項目を取ってしまって一つにまとめてしまうということではどうでしょうか。併記しただしたらどこまで書いても切りがつかなくなるような気がする。

委 員

今回は、普通科と理数科がばらばらでは整合性がないのではないかという御意見があった。問題は普通科の自由枠の%にもよる。普通科の自由枠というのはいい方法ではないかと思う。これで竹矢とかそういう生徒の是正もできるし、割合によっては、いわゆる北校区内に居住地を移すというやや不合理な部分が解消される。自由枠ができれば、すっきり本人の意思で受験できるという意味でいいのではないかと受けとめている。

自分は理数科についても撤廃すべきだという考え方なので、2 番目の項目を強調して、3 番目の意見もあったと付記するという書き方でいいのではないかと思う。

委 員

どういう形でもいいが、そういう意見もあったというふうに残しておいて、あと判断を委員会にお任せするというふうにしたらどうか。やはりこういう会は、全会一致で決まればいいが、いろんな意見があって、あとはそれを参考にして教育委員会が判断するものだと思う。

この(3)と(4)の問題は、松江市内の普通高校のあり方にもかかわる問題であり、普通科と理数科でどれだけ違いをつけるかつかないかということにもかかわってくるので、南北 2 学区とするという意見も併記してほしい。表現方法は事務局で工夫をしていただければと思う。

会 長

多くの委員が言われたように、2番目の項目のように表現した上で、他方こうした意見も出たと付記するというところでどうか。 委員了解

では、こちらでまとめて表現して、皆さんに確認していただきたい。

【3(5)「その他留意すべき事項」について】

会 長

続いて、(5)の「その他留意すべき事項」。まず1つ目だが、「県教育委員会は、今後、本県の入学者選抜や教員の人事異動ルール、ひいては高校のあり方そのものについて鋭意検討し、その中で、望ましい学区のあり方について継続的に検討を進めること。」となっている。

この入学選抜や教員の異動ルール、高校教育のあり方については、もっと検討していくべきだという意見が何回となく出たので、こうしたことを留意すべき事項として加えたいが、よろしいか。 委員了解

それから、2つ目の項目だが、「答申に基づき、県教育委員会は平成18年度のできるだけ早い時期に新しい通学区域規程等を策定すること。ただし、新規等の実施に際しては、中学生の進路選択及び中学校における進路指導の流れを考慮し、一定の周知期間を設けることが望ましい。」となっている。これは、来年度からすぐ実施するわけではないということを含んでいる。

委 員

実施するのが、新3年生からなのか、新2年生からなのか、それとも新1年生からなのかということは非常に重大な点ではないかと思う。当初事務局の方は19年度入試からと言っておられたので、もしそうではないということであれば、明確に言っておいた方がいいのではないか。できれば何年度からとはっきり言った方がいいという気がする。

会 長

この会ができた当初は19年度入試からというような話があったのかもしれないが、これからパブリックコメントなどを実施したり、制度設計をしたりすると、新しい3年生から実施するということは見通しとして可能か。

事務局

この検討委員会を立ち上げた当初は、「早ければ」とか「最速で」とかいう条件つきではあったが、19年度入試からという想定をしていた。一方では、影響が極めて大きい問題については一定の周知期間が必要ではないかという御意見もいただいており、答申を6月にいただいて、それに基づいてこちらで規程を作成するということになる、夏の終わりが秋口ぐらいに規程ができるのかなという気がする。そうすると、入学定員の発表は10月なので果たして間に合うのか。9月や10月には中学生の進路希望はかなり固まりつつあるので、影響が大きい問題について、4、5カ月先の受験からこうしますよというのはいかがなものか。中学校の進路選択、進路指導というのが恐らく3年生の夏休みの三者面談あたりから本格化するのではないかと思われるので、やはりそれ以前に示すのが親切

ではないか。そう考えると、20年度入試からということになる。ただ、余り影響がないものについては前倒しということも考えられるから、そういう点も含めて御意見をいただきたい。

会 長

大学入試の場合には、重大な変更については2年前予告というのが原則。今回出される答申について了解が得られれば、規程についてはなるべく早く策定する必要があるだろうし、それに基づいて進路指導の流れに沿いながら進めていくことになるだろうから、この「一定の周知期間を設ける」というところはおのずと決まってくるだろう。そういう点であいまいにしてあるということ。

事務局

ここで文案をお考えいただくのも大変なので、大体「20年度入試から」ということで御理解がいただけるなら、その「20年度」という言葉を入れた方がいいのか、入れないで、この書き方のままがいいのか、そういう観点の御意見いただければと思う。

委 員

はっきり書かないで、そのときの県教委の判断でやられた方がいいのではないかと。書いてしまうと、絶対それでやらないといけないことになるし、保護者の立場からすると、その1年の違いで我が子が外れたり入ったりというようなことにもつながってくるので、そのときの判断にお任せした方がいいのではないかと気がする。

委 員

東西の撤廃あたりはそんなに現場の混乱とか影響はないので、この部分だけでも19年度入試からすぐ適用するというような柔軟な姿勢もあっていいのではないかと。

委 員

必ずしもここに「20年度入試から」とか入れなくても、教育委員会の方で策定されたときにきちんと「何年からする」ということが載れば、それでいいと思う。

委 員

事柄によってすぐにでも適用できるものとそうでないものがあるので、そう一朝一夕には結論は出ないと思う。一定の周知期間を設定して段階的にやられた方がいいと思う。今のスケジュールからいうと、秋口に教育委員会が最終的な判断をされて周知を回ったときには、もう既に中学3年生の進路指導は始まっているし、私学の関係者という立場から言えば、それによって募集戦略の練り直しという問題も出てくる。だからそういう面でいうと一定の周知期間は必要だし、20年度入試以降になるということもやはり考えておく必要があると思う。

委 員

松江市内の親は、新中学3年生にこれが適用されるかどうかを非常に心配しているので、

平成20年度からということなら、19年度はないということだけは早目に伝えておいた方がいいのではないか。

会 長

個別的に対応を考えないといけないことが多々あるのではないかと。したがって、この文案とともに具体的な対応の仕方も考えていかないといけない。パブリックコメントを活用するとか、事務局としてもいろいろと対応をしてもらわないといけない。

この骨子案の中身としてはどうだろうか。一部修正があったので、今日の意見をくみ上げた成案を夕方か明日の朝にでも皆さんにお配りして確認してもらって、骨子案を今年度中にまとめたいと思っている。そうことでよろしいか。 委員了解

【その他】

事務局

「3. 検討事項と具体的な方向性」の(2) 「旧平田市を出雲高校の地域に加えるのが適当である」という部分に、補足として多伎町に関するものを入れるということだったが、出雲高校の地域に平田市が入ることによってその8%枠が雲南方面に対して広がるということについてはどうしたらいいか。出雲高校については、その枠の設定について検討する必要があるということに記載した方がいいか。具体的にどうするかは別にして、別途検討が必要という内容を盛り込むべきと理解させていただいていいか。

委 員

平田市から、例年14、5人の生徒が8%枠で入ってくる。その枠が外れたら、当然平田の子は8%枠では受けない。したがって、その8%枠で平田から入っていた14、5人のところに一体どこから来るかということ。欠員のままなのか、雲南、大田あたりから押し寄せるのかという問題だと思う。これは多少検討する余地がある。

会 長

雲南地区とか飯南から2倍から3倍ぐらいの生徒が入れるようになると、三刀屋とか大東とか飯南高校に影響が出てくる。他の地域については8%を広げる、10%ぐらいにするというようなことだったが、同じようにするとここは大きな影響になるということである。この点については県教委の方で変えさせてもらうというようなこともありうるのではないかと。

委 員

平田の扱いが変わることによって2つ問題が出てくる。今までの学区外の雲南とか三刀屋の方に影響があるということと、今まで学区内だった人たちの競争が激化するということ。こっちを立てればあっちが立たずといった関係になるので、一筆入れておいてもらった方がいいと思う。

会 長

この「地域に加えるのが適当である」の後に、先ほど出たような内容を少しつけ加えて調整を図ってもらいたい。

委 員

8%枠とか10%というのは、それだけ特別に枠があるわけではない。全体が入る定員がある中での8%が10%になるということなので、雲南地区用にたくさんあるということではないので、その辺のところのこともよく検討しておかないと、勘違いが起こる。

会 長

そういうことを十分留意した上で表記したい。

事務局挨拶

事務局

今後のスケジュールを説明する。答申案の骨子を最終的に確定した後で、県民の意見を聞くということで1カ月程度パブリックコメントを実施したい。それから、地域の方の御意見を直接伺う地域公聴会を開催したい。その後、第8回目の検討委員会で、最終的な答申をどのような形にしたらいかが検討してもらい、答申を確定していただきたい。そして6月のよいときに答申を教育長の方にいただきたいと考えている。

事務局（松永課長）

3月末、4月のところで今、担当として座っている中で4名がかわることとなった。

私は、3月31日をもって島根県教育委員会を退職し、文部科学省に勤務することになった。委員の皆様方には大変お世話になった。この通学区域という問題は、今日の骨子案にもあるようにいろいろなところに影響のある問題で、これを検討するには若干の怖さもあったわけだが、皆様方に非常に熱心に御議論いただき、また山下会長にうまくまとめていただいて何とかここまでたどり着くことができた。4月以降は島根県を離れるので、外からこの議論を見させていただくことになるが、また残り2カ月少し、最終答申までよろしくお願ひしたい。

事務局（小村室長）

改革推進室で1年、その前の再編成推進室で1年の勤務であった。4月からは益田工業高校へ転勤することになった。この通学区域検討委員会では委員の皆様方に大変お世話になった。厚くお礼を申し上げます。今後ともいろいろな面で御指導、御支援いただければと思っています。

事務局（角森副主査）

角森は4月から農林水産部の予算を担当することになる。高橋は、出雲商業へ4月からかわる。いろいろお世話になった。またよろしくお願ひしたい。

会 長

いろいろとこの委員会についてはお世話になった。また新たな職場での活躍をお祈りしたい。

委員の中でそういう異動のある方がいらっしゃったら、発言をお願いします。

委 員（錦織南高校長）

3月末で退職する。ありがとうございました。

教育監

通学区域検討委員会は、今年度8月にスタートして、今日で7回を数えることになった。大変密度の濃い議論を積み重ねていただき、今日は答申案骨子について協議いただいた。文言について会長さん、副会長さんと事務局の方で詰めさせていただき、18年度の地域公聴会、パブリックコメントを経て6月に答申を出せるように努力していきたいと思う。事務局は大幅な人事異動があり、皆さんに御迷惑をおかけするが、全力でいい答申に向かって努力していきたいと思う。よろしく願いしたい。

それから、錦織委員には大変お世話になった。ありがとうございました。